

富士見町告示第168号

税等の指定公金事務取扱者の名称変更について

指定公金事務取扱者である「株式会社八十二銀行」が合併に伴い「株式会社八十二長野銀行」と名称変更となったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項に定めるところにより告示する。

令和8年1月1日

富士見町長 渡辺 葉

1 指定公金事務取扱者旧名称及び新名称

旧名称	新名称
株式会社八十二銀行	株式会社八十二長野銀行

2 名称変更となる日

令和8年1月1日